

だれ そうだん
誰に相談すれば
いいの？

どんなことが
しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待になるの？

ぎゃくたい
虐待はどう
はんだん
判断したらいいの？

ふせ まも
防ごう！守ろう！

しょうがいしゃ ギゃくたい
障害者を虐待から

し
知っていますか？「障害者虐待防止法」

つうほう そうだんまどぐち
通報・相談窓口はこちら

じかん にちう つ
24時間365日受け付けます

03-3546-5634

た そうだんまどぐち うらびょうし かくにん
その他相談窓口は裏表紙をご確認ください。



中央区



しょうがいしゃ 障害者とは？

しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害、

た しんしん き のう しょうがい かた しょうがい
その他心身の機能に障害がある方で、障害

しゃかいてき しょうへき にちじょうせいかつ しゃかい
および社会的な障壁により、日常生活や社会

せいかつ こんなん えんじょ ひつよう かた しょうがいしゃ
生活が困難で援助が必要な方です。障害者

てちょう しゅとく かた さいみまん かた
手帳を取得していない方や、18歳未満の方

ふく
も含まれます。



しんたいしょうがい
身体障害

ちてきしょうがい
知的障害

せいしんしょうがい
精神障害

た
その他

だれ ぎやくたい 誰による「虐待」？

しょうがい かた み まわ せわ きんせんかんり かぞく しんぞく どうきよにん
障害のある方の身の回りの世話や金銭管理をしている家族や親族、同居人など

しょうがいしゃふくし しせつ しょうがいふくし じぎょうしょ はたら しょくいん
障害者福祉施設または障害福祉サービスの事業所で働いている職員

しょうがい かた やと はたら じぎょうぬし じょうし
障害のある方を雇って働かせている事業主や上司

虐待を判断するポイント～障害者側の気持ちから考えましょう～

① 障害者本人が何をされているのかわからない場合があります。

障害の種類などにより、障害のある方本人は虐待されていることがわからない場合もあります。また長い間、虐待を受けると障害のある方本人があきらめてしまっていることもあります。周囲の方々が気づいてあげることも大切です。



② しつけや指導といって、虐待をしている場合もあります。

「言うことを聞かないから叩く」「怒鳴りつける」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合もあります。体罰や暴言など、恐怖により障害のある方をコントロールすることは、虐待になります。



③ 家族と障害者本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります。

施設で虐待が発生しても、家族などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。障害のある方が相談しやすい環境づくりも大切です。



虐待の種類

身体的虐待

殴る・蹴る・つねるなどの暴力行為で、身体に傷やあざ、痛みなどを与えること。また、部屋に閉じ込めるなど、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。



気になることの例

- 身体に小さな傷やあざが頻繁にみられる
- 手をあげるとおびえる様子がみられる
- 医師や福祉担当者に相談することをためらう
- 話のつじつまがあわない

性的虐待

からだに触る・裸にするなど、障害のある方に無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。



気になることの例

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 周囲の人の体を触るようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

心理的虐待

怒鳴る・悪口を言うなど、障害のある方に対する侮辱の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。



気になることの例

- かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- 自傷行為がみられる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす

ほうき ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)

おなかが空いてもご飯を与えない・
汚い部屋で生活させるなどの食事や
入浴、排せつの世話や介助をせず、
障害のある方の生活
環境や身体・精神状態
を悪化させること。



きになることの例

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍などがある
- ずっと同じ服を着ている、濡れたままの下着や汚れたシーツのままである
- 過度に空腹を訴える、よそではがつがつ食べる
- 病気やケガをしても家族が受診を拒否する

けいざいてきぎやくたい 経済的虐待

年金や、働いて得たお金を渡さない
など、障害のある方本人の同意なしに
財産や金銭を使用し、本人の希望する
金銭の使用を理由なく制限すること。



きになることの例

- 働いて賃金を得ているのに、身なりにお金を使っている様子が見られない
- 年金や賃金がどう管理されているか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 親が本人のお金を使用し、無駄遣いしているように見える

じこ ほうにん セルフネグレクト (自己による放任) とは

障害者虐待防止法に明確な規定
はありませんが、次のようなこと
があれば支援が必要な状態であ
る可能性が高いと考えられます。

障害のある方本人が自分の健康管理
などを行えず、生命にかかわる
状態でも放置していること。



きになることの例

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 近所の人を手伝いを申し出ても「放っておいてほしい」とあきらめた態度がみられる

しょうがいしゃぎゃくたい じれい 障害者虐待の事例

① しょうしや ぎゃくたい 使用者虐待

しゅうろうさき しょうしや ぎゃくたいじれい 就労先での使用者からの虐待事例

せいしんしょうがいのあるAさん(30歳)は、きぎょうでしょうがいしゃわくをこようされています。Aさんがやすみをとると、どうりようから「しごとをしない」とかげぐちをいわれたりいやがらせを受けていました。そのことをじょうしにそうだんしましたが、いそがしいことをりゆうにたいおうしてもらえません。しよくばかんきょうのかいぜんが見込めず、しよくばでのい居づらさをおぼえたいしよくしてしまいました。



ほうき ほうにん ② 放棄・放任 (ネグレクト)

ようごしや ぎゃくたいじれい 養護者による虐待事例

ちてきしょうがいのあるBさん(20歳)は、ははおやふたりぐらゐらしてす。Bさんはじゅうどのちてきしょうがいのため、みまわりのことはてつだひつよういぜん以前はははがこまめにせわをしていましたが、さいきんはほとんどせわをしなくなりしよくじやきがもままなりません。いふくはいしゅうがするようになり、きんりんじゅうみんからさ避けられてしまうようになりました。



しょうがいじぎゃくたい ③ 障害児虐待

しょうがいじつうしよしせつ ぎゃくたいじれい 障害児通所施設での虐待事例

はったつしょうがいのあるC君(8歳)は、ほうかごとうでつうしよしています。あるときC君は、おなじくほうかごとうでつうしよしているD君(7歳)のおもちゃを取ってしまいました。するとしせつしよくいんがC君に対し、いっほうてきにどなりつけ、C君のいぶんをきいて聞こうとしません。それからC君はしせつしよくいんたいにおびえた様子を見せるようになりました。



虐待を見つけたら速やかに通報・情報提供をお願いします!

家族、障害者福祉施設の職員、会社の事業主・社員等による障害のある方への虐待を見つけたときは、速やかに中央区の相談窓口
に通報・情報提供等のご協力をお願いします。虐待の事実確認や
支援会議を開催した後、状況に応じた対応をしていきます。

虐待されている障害のある方の安全を守るためには、早期発見・
早期対応が必要です。そのため、支援の参考にするためにお話を
うかがうことがあります。



通報や届出・情報提供した人の情報は守られます

区の職員には守秘義務が課せられており、虐待の通報や届出・
情報提供をした人を特定する情報が外部に漏れることはありませんので安心してご連絡ください。なお、匿名による通報でも、
通報内容は受け付けます。



障害のある方や養護者を周囲や地域で見守りましょう

障害のある方の虐待は身近なところで起こりますが、周囲が気づ
かないことも多くあります。障害のある方が地域で安心・安全に
生活するため、周囲や地域で見守り、小さなサインも見逃さない
ようにすることが大切です。周囲の方々からの声掛けや励ましの
言葉が、障害のある方本人や家族の支えになることもあります。
家族が疲れている場合に、福祉サービスを利用することによって
負担を軽くするなど、困っている障害のある方や家族の相談を聞
いて必要な支援をします。お気軽にご相談ください。



ちゅうおうく ぎやくたいつうほう そうだんまどぐち
中央区の虐待通報・相談窓口

しょうがいしゃぎやくたい み しょうがいしゃぎやくたい なや まよ
障害者虐待を見かけたとき、障害者虐待のことで悩んだときは、迷わず
こちらへご相談ください。通報や届出をした人の情報は守られます。
また、どの相談窓口にも連絡をしても、情報は適切な支援先へつながります。

ぎやくたいつうほう そうだんまどぐち しょうがいしゃぎやくたいつうほう きんきゅうじ かいごしゃ にゅういん たんきにゅうしょ れんらく
虐待通報・相談窓口 障害者虐待通報・緊急時（介護者の入院による短期入所）の連絡

ちゅうおうくやくしよ しょうがいしゃふくしかそうだんしえんがかり
【中央区役所 障害者福祉課相談支援係】

〒104-8404 中央区築地1-1-1

☎3546-5634 《受付時間》24時間365日受け付けます

きかんそうだんしえん つうほうまどぐち
【基幹相談支援センター 通報窓口】

〒104-0044 中央区明石町12-1

☎6264-3957 《受付時間》月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後6時

ぎやくたいそうだんまどぐち うけつけじかん げつ きんきゅうじ しゅくじつ のぞ ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
虐待相談窓口 《受付時間》月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

ちゅうおうくほけんじよ けんこうすいしんかほけんたんとう
【中央区保健所 健康推進課保健担当】

〒104-0044 中央区明石町12-1

☎3541-5963

にほんばしほけん
【日本橋保健センター】

〒103-0012 中央区日本橋堀留町1-1-1

☎3661-5071

つきしまほけん
【月島保健センター】

〒104-0052 中央区月島2-10-3

☎5560-0765